

パブリックコメント(意見募集)結果報告

意見応募者数 1 名

応募意見数 4 件

意見の提出方法 電子メール

	素案 頁数	ご 意 見	町の考え方
1	56頁	●基本目標 基本目標から、8期にはあった「高齢者福祉の充実」の言葉をなくした理由は何ですか？	高齢者福祉サービスは、介護や医療などのケアが必要な高齢者や、その介護・介助を担う家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援や経済的助成です。 これまで、「高齢者福祉の充実」を目指し、各種施策や取り組みを進めてきましたが、時間の経過と共にニーズとのアンバランスや、行政と民間事業者との役割分担など、見直しや再構築が必要な事業も増えています。 今期以降は、既存事業の必要な見直しを含めた高齢者福祉の充実に努めることとし、個別の内容については、それぞれの「施策の方向」に「記載することとしました。
2	56頁	●基本目標3「認知症施策の推進」 8期の「認知症バリアフリー社会の実現」という表現から変化しています。 これは2019年発表の「認知症施策推進大綱」で目指す「認知症になっても希望をもって日常成果るを過ごせる共生社会」から、認知症の人自身が希望や意見を発信しながら、認知症バリアフリーに町ぐるみで取り組む動きが始まっていて、医療・介護・福祉はもちろん人が暮らすうえ不可欠な店・金融・交通・観光・農林水産・教育など多様な分野が共生の意識をはぐくみ、認知症とともに生きること社会全体で取り組む動きが本格化してきている、という段階であることからなのでしょうか？東員町の地域ではまだまだ、認知症の方もご本人なりの生き生きとした姿で暮らす方は少ないと思います。ぜひとも今後については、認知症の方ご自身と介護者の絶望的イメージを減らしていけるようにしないといけないと思います。一人一人が認知症について自分事としてとらえ、希望をもって共に生きていけるようにこれからの支援に向けてみんなで取り組んでいく必要があるの（本人の視点重視、本人らしさが最後まである等）で、認知症の方について捉え方と支援のあり方は変化していくことが、ここにも反映されていると理解します。よってこの部分の改定について賛同します。	ご意見ありがとうございます。 今後は、これまでの認知症施策推進大綱に定める5つの柱に加え、令和6年1月に施行された認知症基本法の基本理念に基づき、同法の目的にもある「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）」を実現するため、取り組みを進めてまいります。

	素案 頁数	ご 意 見	町の考え方
3	56頁	●基本目標4 8期の「安心して暮らしやすい」という表現から、さらに「住み慣れた地域で」という表現が加筆されて具体的な表現になっていて良いですね。	ご意見ありがとうございます。
4	56頁	●重点施策4－3 高齢者権利擁護と虐待防止の推進8期の「防災防犯体制の整備」という表現から、より課題が明確化されていて良いと思います。	ご意見ありがとうございます。